

## 生活のきまり

学校生活のきまりは、皆さんの健康と安全を守り、学校を学習生活の場にふさわしい秩序ある社会生活の場として保ち、基本的な生活習慣や望ましいマナーを身に付けるためにあります。人間が2人いれば、もうそこは「社会」です。社会の一人一人の自由を守るために規則があります。よく理解して守りましょう。

### 1. 出欠の連絡と登下校

- (1) 欠席、遅刻、早退の連絡は **tetoru** を使用し、保護者が朝8時10分までに学校へ連絡する。
- (2) **tetoru** が使用できない場合は、生徒手帳の所定の欄に記入・サインして、友人等に預けて朝の生活時に担任に提出するか、保護者が朝8時10分までに学校に電話で連絡をする。
- (3) 朝は、7時20分以降に登校する。(朝練習などがある場合も同様)
- (4) 登校したら、下校時まで校外に出ない。忘れ物を取りに帰ることはしない。
- (5) 8時20分までには登校し、副HBに入り着席する。8時25分のチャイムが鳴った時点で着席していない場合は遅刻または欠席となる。朝礼の日は、8時25分にアリーナで出席確認をする。そのため、8時20分までに多目的ホールでの整列を完了する。
- (6) 遅刻して登校した場合は、初めに職員センターへ行き、登校したことを伝え、「登校確認カード」を先生から受け取る。その後、速やかに授業場所へ行き、授業担当教員に「登校確認カード」を渡す。
- (7) 早退をする場合も同様に、一度職員センターへ行き、担任または学年の先生に早退することを伝えてから下校する。体調不良でやむを得ず一人で下校した場合には、帰宅後にすぐに学校へ連絡する。 **鶴川中学校 電話：042-735-2405**
- (8) 終学活後、特別に活動のない生徒は下校する。最終下校時刻は以下の通り。

○一般生徒	16時00分(5時間授業：15時00分)
○活動のある生徒	18時15分(冬季以外：第4回定期考査～第3回定期考査)
	17時30分(冬季：第3回定期考査～第4回定期考査)

- (9) 登下校中の寄り道(立ち話含む)や買い食いをせずに、まっすぐ帰る。  
(※人通りの少ない道は避け、不審者が出た場合は、すぐに近くの民家かけ込む。)
- (10) 自転車での登校はしない。
- (11) 下校した後や、休日に学校へ来校したい場合には、必ず学校へ電話連絡をする。教員からの許可があった場合は、取りに来ることができる。無断で学校に立ち入らない。

### 2. 服装関係

- (1) 登校・下校については、標準服(ブレザー・ワイシャツ・スラックスまたはスカート)を着用する。再登校、土日・祝日、長期休業中に登校する場合も、標準服を着用する。ただし、気候に応じてジャージでの登校とする場合がある。私服では校内に入らない。部活動で登校する場合は、各部活動の規定による。
- (2) ブレザーは、11月～4月の期間は着用して、登下校を行うことを基本とする。5月～10月の期間は、ブレザーを着用しなくてもよい。
- (3) ワイシャツは、白で柄のないものを着用する。ワイシャツの下に着用する肌着は、柄や色などがワイシャツから透けて見えないものを着用する。また、首元から肌着が見えないように気を付ける。冬季の防寒としてタイツ等を着用する場合は、紺・黒・グレーのものを着用する。

- (4) スラックス・スカートは、変形させたりしたものは着用しない。スカートの丈の長さは、立った状態で丈が膝頭にかかるものとする。
- (5) 靴下は、白・紺・黒・グレーを基調としたものとし、ワンポイントや控えめなライン（色は同様）のものとする。長さはくるぶしが隠れ、膝下の長さのものとする。
- (6) 靴は、運動靴・革靴とし、通学および運動に適した色や形のものとする。
- (7) 校章をブレザーの衿（えり）の左側にあるボタンホールにつける。校章を紛失した場合は、すぐに購入する。（正門近くの関商店にて、セットで700円、裏側だけを90円で購入可能）
- (8) 儀式・朝礼の時は、ネクタイ・リボンをつける。（4月と11月～3月のブレザー着用期間）
- (9) 夏季はポロシャツの着用を可とし、色は、白・紺・黒・グレーの単色無地またはワンポイントとする。
- (10) セーター・ベスト・カーディガンの着用を可とし、色は、白・紺・黒・グレー・茶色・ベージュの単色無地（ラインの無いもの、網目模様などが無いもの）またはワンポイントのシンプルなデザインなものとする。トレーナー・パーカー類は着ない。
- (11) ポロシャツ・セーター・ベスト・カーディガンのワンポイントは、生徒手帳で隠れる程度の大きさのものとする。
- (12) 冬季は、無地で派手でないコート類（パーカーでない）や部活動の防寒着を着用して登校してもよいが、校舎内では脱ぐなど防寒着としてふさわしい着方をする。校舎内で防寒着を脱いでも寒さを感じる場合は、厚手の下着やセーター類などで調整する。
- (13) 7月～9月は、暑さが厳しいことから、指定の体育着で学校生活を送ることを可とする。ただし、朝礼、儀式的行事、定期考査に関しては、標準服を着用する。（儀式的行事はワイシャツ着用）

#### < 服装関係のまとめ >

- ☆基本は、標準服（ワイシャツ・スラックスやスカート・ブレザー）を着用する。
- ☆新生活が始まる4月と気温が低くなる11月以降は、ブレザーを着用して登校する。
- ☆5月～10月の登下校や校内での生活に関しては、上記のきまりに沿ったものであれば、自らの判断で服装を選ぶ。（登下校時にブレザーを着用しなくてもよい）
- ☆いずれの服装においても、“正しく着こなす”ことを意識する。  
確認しましょう！
- カーディガン類の袖や裾<sup>そで すそ</sup>の長さ、スラックスやスカートの丈<sup>たけ</sup>の長さ
- 上履きが清潔に保たれているか

### 3. 頭髪関係など

- (1) 清潔な髪型にする。
- (2) 整髪料は、おしゃれではなく身だしなみを整える範囲で使用してよい。ただし、以下の点を必ず守り、守れない場合は、元の規則に戻す。（2025年度生徒会にて決定）
  - ・整髪料を学校には持ってこない。
  - ・授業を優先し、プール等の授業がある時は使用しない。
  - ・無色、無香料（匂いに敏感な人への配慮）のものを使用し、つける量に気を付ける。
- (3) 染色・脱色・パーマはしない。
- (4) リボンや髪飾り類は着用しない。髪の毛を結ぶゴムは、派手でないものとする。
- (5) 化粧をすること、色つきリップ、マニキュアを使用しない。
- (6) ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品は着用しない。
- (7) マスクを着用する場合は、無地のものを基本とする。

**外見を着飾るのではなく、自分の内面を磨く努力をしましょう。**

## 4. 持ち物

- (1) カバンは特に指定はない。持ち運びに便利で、学習用具がよく納まるものを選ぶ。
- (2) 学習に必要でないものは持ってこない。不要物として預かれたものは、後日保護者の方へ返却する。  
不要物の例：スマートフォンなどの電子機器、イヤホン、化粧品、お金などの貴重品全般、など。
- (3) 持ち物はすべて記名をする。無くなったり壊れたりして困るものや高価なものは持ってこない。
- (4) 紫外線対策として、日焼け止めの使用、帽子や日傘を利用する。日焼け止めは薬用で、チューブタイプ・スティックタイプで無香料のものを使う。
- (5) 家庭の事情により携帯電話やスマートフォンが特別に必要な場合は、生徒手帳に理由を保護者に書いてもらい、電源を切った状態で袋に入れて、登校したらすぐに担任に預ける。
- (6) 飲み物は水・お茶(糖類、甘味料、香料などが含まれていないもの。スポーツドリンクは可)を水筒に入れてくる。ペットボトルでの持参も可とするが、ゴミは必ず持ち帰る。カン・ビン・紙パックは持ち込まない。
- (7) 傘には可能な範囲で記名や目印をつけておくことが望ましい。また、持ち帰りを基本とし、置き傘(折りたたみ傘のみ)はHBの自分のロッカーで保管する。傘の盗難が心配な場合には、担任の先生に相談する。

## 5. 貸し出し

万が一、ネクタイ・リボン・上履き・箸(弁当持参者)を忘れてしまった場合、貸し出しを利用する。アリーナ履きの貸し出しはない。

\*朝学活前に職員センターで学年の先生から借り、その日の下校時に返却する。

\*利用状況が悪くなると、状況によっては貸し出しを見合わせなければなりません。  
借りたものは、必ずきちんと返しましょう。

## 6. 落とし物 (☆教室を移動する際、机の中を確認する習慣をつけましょう！)

- (1) 落とし物や拾った物は先生に連絡する。
- (2) 生徒手帳の紛失は担任の先生に理由を説明し、保護者に理由を便せんに記入してもらう。  
提出後に係の先生または担任の先生に再発行してもらう。
- (3) 校内の落とし物については職員センター前のボックスに入れられる。自分の物が届いていた場合には、先生に申告して取ってもらう。

## 7. 部活動

- (1) 入退部は顧問の先生の許可を得る。入部届けおよび退部届けを提出した時点を入退部の日とする。  
活動時の服装等は顧問の指示に従う。
- (2) 最終下校時刻を必ず守れるよう、余裕をもって活動を終了する。  
下校にバスを利用しており、活動終了後に長時間バス停で待つ場合は、校内に待機場所を設けるので、顧問の先生に申し出る。
- (3) 活動場所や、荷物の置き場所などの美化に努め、上級生を中心に忘れ物の有無も確認する。
- (4) 詳細な約束事は、別紙『部活動のきまり』を確認する。

## 8. その他

- (1) 公共物の取り扱い
  - ・万が一破損した場合は、すぐに担任や学年の先生、管理している先生に報告し、指示を受ける。
  - ・火災報知器、防火扉、防火シャッター等、人命に関わる施設には非常時以外は手を触れない。
  - ・各教室の黒板やホワイトボードには落書きをしない。
  - ・委員会や部活動の連絡用ホワイトボードを積極的に活用する。
- (2) 職員センター・教科研究室について
  - ・カバンや防寒着は脱いでおく。
  - ・入り口でノックをし、学年／クラス／名前を言ってから用事のある先生を呼ぶ。
  - ・特別な指示がない限り、職員センター・教科研究室には入室できない。
- (3) 活動の見学などの連絡
  - ・体育時、行事などで見学をする場合は、生徒手帳に理由を保護者に書いてもらい、教科の先生または担任の先生に連絡する。見学する際は、指示された服装及び場所で見学する。
- (4) 緊急時の家庭への連絡
  - ・緊急時に、電話を使って保護者へ連絡をとる必要がある場合は、先生に断って、応接室か職員センターの電話を使わせてもらう。